

# 第 10 期宇部市分別収集計画

令和 4 年 6 月

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11
<	添付資料>	12

## 1 計画策定の意義

平成 27 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称:SDGs (エスディージーズ)) が採択され、世界各国は環境施策に対する考え方を大きく転換(パラダイムシフト)している。現在、様々な環境問題に対して国際的な取組が求められているところであり、プラスチック製容器を含む、容器包装廃棄物のリサイクルへの取り組みが重要な課題となっている。

本計画は、「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)第8条第1項に基づく「市町村分別収集計画」として策定するもので、一般廃棄物のうち約6割を占める容器包装廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化を市民・事業者・行政の三者が一体となって推進するとともに、それぞれの役割と責任を明確にすることによって、容器包装廃棄物の適正な処理と、資源の有効な利用を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民・事業者・行政の三者協働による持続可能な資源循環のまちづくり
- ・リデュース、リユース、リサイクルの3Rに繋がる取組の推進
- ・市民・事業者による適正な分別排出と減量化及び再資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
		3,421t	3,331t	3,254t	3,171t

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
金属	スチール製容器	221t	215t	211t	205t	200t
	アルミ製容器	276t	269t	263t	256t	250t
ガラス	無色のガラス製容器	331t	323t	316t	307t	300t
	茶色のガラス製容器	436t	425t	416t	404t	394t
	その他のガラス製容器	188t	182t	177t	173t	168t
紙類	段ボール製容器	243t	236t	230t	223t	218t
	紙製容器包装	247t	239t	232t	231t	223t
プラスチック	ペットボトル	322t	303t	289t	270t	257t
	プラスチック製容器包装	1,157t	1,139t	1,120t	1,102t	1,081t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の事業を継続して実施する。

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市民、学識経験者、事業者で組織する審議会において、一般廃棄物の減量化に関することを審議する。

(2) ごみ減量等推進員連絡会議

ごみ減量等推進員の地区の代表者により組織し、地域のごみ分別の指導、減量化、再生利用に関する啓発活動推進のため、連絡・調整を図る。

(3) 資源再利用化事業

子供会及び自治会等が行う集団回収を奨励し、資源物の回収量に応じ奨励金を交付

し、ごみの再資源化、減量化を推進する。

(4) ごみ減量等優良事業所認定制度

ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる事業所を「宇部市ごみ減量等優良事業所」に認定し、その具体的な取り組み内容を、市のウェブサイト等で広く周知することにより活動を支援する。

(5) 簡易包装推進協力店制度

簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している市内の小売業者を「宇部市簡易包装推進協力店」として登録し、市のウェブサイト等で広く周知することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図る。

(6) マイバッグの持参徹底

2020年7月にレジ袋有料化がスタートしたため、市民に対しては、マイバッグの持参が徹底されるよう、さらに普及啓発を行うとともに、事業者に対しては、レジ袋等の容器包装の排出削減を継続的に呼びかける。

(7) マイボトル・マイカップの普及促進

会社や外出先に水筒やタンブラーなど飲料容器を持参するよう呼びかけ、使い捨て容器包装の削減に努める。

(8) プラスチック製容器包装・紙製容器包装の適正分別

プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、可燃ごみへの安易な混在排出が増えていることから、ごみ分別説明会やごみステーションでの立哨等で適正な分別排出の啓発を行い、容器包装の更なる再資源化を図る。

(9) 教育・啓発活動

市政情報出前講座や環境衛生連合会各支部研修会等の実施をはじめ、ごみ処理施設の見学、小学校での環境学習や副読本による教育、ごみ減量等推進員による啓発、指導等あらゆる機会を活用して、3Rの大切さについて市民及び事業者に対する啓蒙・啓発活動を推進する。また、市広報やウェブサイト等を活用した広報活動の強化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、宇部市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
スチール製容器 アルミ製容器		びん・缶 (びん類、缶類一括収集)
ガラス製容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
段ボール製容器		
紙製容器包装		紙製容器包装
ペットボトル		ペットボトル
プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	135t		134t		133t		132t		131t	
アルミ製容器	168t		167t		166t		165t		164t	
無色のガラス製容器	(合計) 202t		(合計) 200t		(合計) 199t		(合計) 198t		(合計) 197t	
	(引渡) 202t	(独自) 0t	(引渡) 200t	(独自) 0t	(引渡) 199t	(独自) 0t	(引渡) 198t	(独自) 0t	(引渡) 197t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 265t		(合計) 264t		(合計) 263t		(合計) 261t		(合計) 259t	
	(引渡) 265t	(独自) 0t	(引渡) 264t	(独自) 0t	(引渡) 263t	(独自) 0t	(引渡) 261t	(独自) 0t	(引渡) 259t	(独自) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 113t		(合計) 113t		(合計) 112t		(合計) 111t		(合計) 111t	
	(引渡) 113t	(独自) 0t	(引渡) 113t	(独自) 0t	(引渡) 112t	(独自) 0t	(引渡) 111t	(独自) 0t	(引渡) 111t	(独自) 0t
飲料用紙製容器	— t		— t		— t		— t		— t	
段ボール製容器	606t		602t		599t		595t		591t	
その他の紙製容器包装	(合計) 139t		(合計) 138t		(合計) 137t		(合計) 136t		(合計) 136t	
	(引渡) 139t	(独自) 0t	(引渡) 138t	(独自) 0t	(引渡) 137t	(独自) 0t	(引渡) 136t	(独自) 0t	(引渡) 136t	(独自) 0t
ペットボトル	(合計) 292t		(合計) 290t		(合計) 288t		(合計) 287t		(合計) 285t	
	(引渡) 292t	(独自) 0t	(引渡) 290t	(独自) 0t	(引渡) 288t	(独自) 0t	(引渡) 287t	(独自) 0t	(引渡) 285t	(独自) 0t
プラスチック製容器包装	(合計) 1,090t		(合計) 1,084t		(合計) 1,077t		(合計) 1,071t		(合計) 1,064t	
	(引渡) 1,079t	(独自) 11t	(引渡) 1,073t	(独自) 11t	(引渡) 1,066t	(独自) 11t	(引渡) 1,060t	(独自) 11t	(引渡) 1,053t	(独自) 11t
	(うち白色トレイ) — t		(うち白色トレイ) — t		(うち白色トレイ) — t		(うち白色トレイ) — t		(うち白色トレイ) — t	
	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t

(プラスチック製容器包装の独自処理量は、令和3年度の市町村負担割合(1%)から見込み量を算出した。)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは以下の式により算定した。

$$\text{各年度の見込み数量} = \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は次のとおり設定した。

$$\text{人口変動率} = \text{算定年度の推計人口} \div \text{直近年度の人口}$$

(単位:t)

	R3	R5	R6	R7	R8	R9
推計人口(人)	162,070	160,872	159,911	158,946	157,960	156,973
R3比人口変動率	1.000	0.993	0.987	0.981	0.975	0.969
スチール製容器	135.56	134.61	133.80	132.98	132.17	131.36
アルミ製容器	169.45	168.26	167.25	166.23	165.21	164.20
無色のガラス製容器	203.17	201.75	200.53	199.31	198.09	196.87
茶色のガラス製容器	267.47	265.60	263.99	262.39	260.78	259.18
その他のガラス製容器	114.31	113.51	112.82	112.14	111.45	110.77
段ボール製容器	609.94	605.67	602.01	598.35	594.69	591.03
紙製容器包装	139.70	138.72	137.88	137.05	136.21	135.37
ペットボトル	293.88	291.82	290.06	288.30	286.53	284.77
プラスチック製容器包装	1,098.16	1,090.47	1,083.88	1,077.29	1,070.71	1,064.12
容器包装廃棄物計	3,031.64	3,010.41	2,992.22	2,974.04	2,955.84	2,937.67

(令和3年度の人口・分別基準適合物量は実績値)



10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、楠地域は市の委託した業者が分別収集する。

分別収集実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬の段階	選別保管の段階
金属	スチール製容器	びん・缶 (びん類、缶類 一括収集)	市(市が委託した業者 を含む)による定期回 収及び拠点回収	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙類	段ボール製容器	古紙(段ボール)	市が委託した業者による定期回収及び拠点回収	市が委託した業者
	紙製容器包装	紙製容器包装	市(市が委託した業者 を含む)による定期回 収及び拠点回収	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市(市が委託した業者 を含む)による定期回 収及び拠点回収	市
	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	市(市が委託した業者 を含む)による定期回 収	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・びんについては、リサイクルプラザで選別、圧縮・保管する。

ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装は、圧縮・梱包し、ストックヤードに保管する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	びん・缶 (びん類、缶類一括収集)	無色透明なビニール袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別、圧縮、保管)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	段ボール製容器	古紙(段ボール)	ひもで縛る	パッカー車 平ボディ車	市ストックヤード (直接搬入分保管) 市が委託した業者
	紙製容器包装	紙製容器包装	ひもで縛る	パッカー車 平ボディ車	市ストックヤード (選別、圧縮、梱包、保管)
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	無色透明なビニール袋	パッカー車	市ストックヤード (選別、圧縮、梱包、保管)
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	無色透明なビニール袋	パッカー車	市ストックヤード (選別、圧縮、梱包保管)

分別収集の用に供する施設計画

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	現有施設状況
<b>【排出段階】</b>				
1 排出容器				
1-1 透明合成樹脂袋	a 金属 b ガラス c ペットボトル d プラスチック製容器包装	素材：透明合成樹脂製 容量：450以下	地元自治会及び市	金属、ガラスは一括収集
1-2 ひもで縛る	e 紙製容器包装	素材： 布又はビニール製	地元自治会及び市	ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器は、それぞれ分別して収集
1-3 ひもで縛る	f 段ボール製容器	素材： 布又はビニール製	地元自治会及び市	
2 集積場所	a～f	従来 of 集積場所利用	地元自治会及び市	
<b>【運搬段階】</b>				
1 専用車両				
1-1 缶、びん回収用パッカー車	a 金属 b ガラス	パッカー車 最大積載量 3,000 kg 後方ダンプ排出	市又は市が委託した業者	
1-2 ペットボトル回収用パッカー車	c ペットボトル			
1-3 プラスチック製容器包装回収用パッカー車	d プラスチック製容器包装			
1-4 紙製容器包装回収用パッカー車	e 紙製容器包装			
1-5 段ボール回収車	f 段ボール製容器	パッカー車又は平ボディ車	市又は市が委託した業者	

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	現有施設状況
【中間処理段階】				
1 再生施設		不燃ごみ処理施設 （処理対象物：粗大ごみ、びん、缶、不燃物など； 処理能力：70t/5h）		
1-1 リサイクルプラザ 選別・圧縮設備	a 金属 （アルミ缶容器、スチール缶容器 分別）	主要機器：ベルトコンベア磁選機、圧縮機 能力：7t/5h	市	整備年度：H6 年度
	b ガラス （無色、茶、その他分別）	主要機器：ベルトコンベア 手選別 能力：19t/5h	市	整備年度：H6 年度
1-2 ペットボトル処理施設	c ペットボトル	主要機器：全自動減容器 能力：300kg/h	市	整備年度：H10 年度
1-3 プラスチック製容器包装処理施設	d プラスチック製容器包装	主要機器：プラスチック類 圧縮梱包機 能力：12.5t/5h	市	整備年度：H12 年度
1-4 紙製容器包装処理施設	e 紙製容器包装	主要機器：紙製容器類 圧縮梱包機 能力：12.5t/5h	市	整備年度：H12 年度

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	現有施設状況
【保管段階】				
1 ストックヤード	a 金属 (アルミ製容器、 スチール製容器 分別)	形状：上屋付ストックヤード ストックスペース：143 m <sup>2</sup> (缶類)	市	整備年度：H6 年度
	b ガラス (無色、茶、 その他分別)	ストックスペース：60 m <sup>2</sup> (カレット)		
	c ペットボトル	形状：上屋付ストックヤード ストックスペース：280 m <sup>2</sup>	市	整備年度：H9 年度
	d プラスチック製 容器包装	形状：屋外ヤード式 ストックスペース：45 m <sup>2</sup>	市	整備年度：H12 年度
	e 紙製容器包装	形状：上屋付ストックヤード ストックスペース：61 m <sup>2</sup>	市	整備年度：H12 年度
	f 段ボール製容器	形状：上屋付ストックヤード ストックスペース：28 m <sup>2</sup>	市	整備年度：H12 年度

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑に効率的に進めるため、廃棄物減量等推進審議会に諮りながら進めて行く。
- ・ ごみ減量等推進員を各小学校区に設置し、地域でごみ分別の指導や減量化・再資源化に関する啓発活動を行っていく。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰などを行う。

<添付資料>

- 1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1項）の算定方法  
別添資料1のとおり
- 2 容器包装廃棄物のフロー  
別添資料2のとおり